

ドナー補償のための骨髄バンク団体傷害保険の概要

1. ドナーが骨髄移植受容者（患者）に対する骨髄血の提供を行う目的で、自宅を出てから帰宅するまでに包括的に補償する保険です。
2. 病院への往復途上で傷害事故にあった場合も対象になります。
（自宅を出てから7日を限度）
3. 骨髄血採取手術およびこれに関連した医療処置によって生じた事故について保険金をお支払いします。
4. 骨髄血採取手術に関連する医療処置には次に掲げるものを含みます。

- (1) ドナーが骨髄血提供を同意した後(確認検査同意後)、ドナー適格性判定のための確認検査、骨髄血採取を準備として行う採取前健康診断、自己血採血等の医療処置。
- (2) 骨髄血採取後の経過をみるための採取後健康診断等の医療処置。
但し、骨髄血採取の日の翌日から3ヶ月以内に受診したものに限ります。
- (3) 骨髄血移植後、完全に治癒しなかった骨髄移植受容者（患者）に対して行う採血等の医療処置（DLI・ドナーリンパ球輸注）。
但し、骨髄血採取の日の翌日から起算して2年以内に行われたものに限ります。
(※なお、起算して2年を超える場合は、個々に確認の上申請手続きを行います)

〈補償内容〉

死亡保険金額	1億円
後遺障害保険金額	上記の3%~100%
入院給付金（180日限度）	1日あたり10,000円
通院給付金（180日目までの90日限度）	1日あたり5,000円

【保険金をお支払いする場合】

- ①ドナーが、次項に掲げる期間中に、偶然な事故によりケガをした場合、(この保険においては、骨髄血採取手術およびこれに関連した医療処置によって生じた傷害を含む。)に保険金をお支払いします。
- ②前項の期間とは骨髄血採取手術およびこれに関連した医療処置を受ける目的で、ドナーが住居を出てから、次の各号のいずれか早い時までとなります。
 - (1) ドナーが住居に帰宅したとき
 - (2) 住居を出た日の翌日から起算して7日目の午後12時

【お支払いする保険金】

- ①死亡保険金：事故の日から180日以内に傷害のために死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
- ②後遺障害保険金：事故の日から180日以内に傷害のため体の一部を失ったりその機能に重大な障害を残した場合には、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%~100%の額をお支払いします。
- ③入院保険金：傷害のため、生活機能または業務能力の減失をきたし、かつ入院（入院に準じた状態を含みます。）されたとき、その日数に対して入院保険金日額をお支払いします。
(事故の日から180日が限度です。)

④通院保険金：傷害のため、事故の日から180日以内に生活機能または業務能力の減少をきたし、かつ通院（含往診）されたとき、その日数（90日が限度。ただし、事故の日から180日以内に限ります。）に対して通院保険金日額をお支払いします。

【保険金をお支払いできない主な場合】

たとえば次のような原因により生じた傷害に対しては保険金をお支払いできません。

○故意 ○自殺、けんか、犯罪行為 ○無免許運転、酒酔運転 ○地震、噴火、津波、○戦争、その他の変乱、原子核反応など ○骨髄血採取手術およびこれに関連した医療処置に起因しない脳疾患、疾病または心神喪失 ○骨髄血採取手術およびこれに関連した医療処置に起因しない外科的手術その他の医療措置

次のような傷害に対しては保険金をお支払いできません。

○自覚症状しかない頸部症候群（いわゆる「むちうち症」） ○自覚症状しかない腰痛

（1999年11月 改定・12月施行）

骨髄バンク団体傷害保険は、治療費を補填するものではありません。